

## ⇨ 役員退職給与引当金による退職金支給

**Q** : 当社は、役員退職に備え、毎期損金経理により役員退職給与引当金を積み立てていますが、その引当額は税務上全額損金不算入ですので所得金額に加算しています。当期に役員が1名退職しますので、引当金を取り崩して支給する予定なのですが、どのような点に注意したらいいのでしょうか？

**A** : 損金経理をしてください。

### 【解説】

役員退職金を損金の額に算入するには、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日又は実際に支給した日の属する事業年度において損金経理することが要件となっています。この場合の損金経理とは、「法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること」ですから、仮に、役員退職給与引当金の支給時に次のような仕訳を起し、直接退職給与引当金を取り崩して支給した場合には、損金経理の要件を満たさないこととなりますので、損金の額に算入することができません。

(役員退職引当金) / (現預金)

損金の額に算入するためには、次のように引当金の取崩益計上と支給額の損金経理との両建ての仕訳を行う必要がありますので、この点注意してください。

(役員退職引当金) / (引当金取崩益)

(役員退職金) / (現預金)

そして、申告書においては、別表四で役員退職給与引当金取崩益を減算し、別表五(一)で役員退職給与引当金を当期減と記載します。

